

令和2年7月

保存版

家庭数

大阪市立小路小学校
校長 石原 至朗

自然災害時の対応について

(1) 臨時休業措置の措置基準

- ◎ 午前7時現在、及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。
 - ①大阪市に「暴風警報」「暴風雪警報」「特別警報」が発令されている場合
 - ②生野区のいずれかの地域において、河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合
(生野区では、寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・及び淀川、大和川の氾濫、内水氾濫が想定されています。)
 - ③大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合
 - ④「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合

※ただし、①～④にかかわらず、登校時の安全が確保できない事態の発生その他、学校周辺の緊急事態が生じた場合、もしくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合、またはこれらの事態が生じる恐れがある場合には、学校長の判断により臨時休業措置をとる場合があります。

◎ 児童が登校している場合や始業時刻後、

左記①～④の様態及び規模の災害等が発生した場合

- ・通学路、校区内の安全を確認した後、【保護者メール（ミマモルメ）】【学校ホームページ】により下校時刻の連絡をし、保護者引き取りにより下校します。
- ・通信手段のまひ、保護者の方の帰宅困難、被災等が想定されますので、お迎えに来られるまで、児童は学校で待機させます。

(その際には【保護者メール（ミマモルメ）】【学校ホームページ】によりお知らせします。)

※登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるのか等、ご家庭でもあらかじめ話し合いをしておいてください。

【休業中に発令された場合】

- プール開放や図書開放、PTA行事等におきましても同様の対応をとります。

【いきいき活動参加中】

- 在校時の対応に準じます。